

広域連合条例第2号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成19年広域連合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成19年広域連合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年広域連合条例第 号)第7条第1項から第3項までに規定する報酬の額」を加える。

(愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年広域連合条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年広域連合条例第号）第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。（愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

第15条を次のように改める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で広域連合長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、広域連合長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあつては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）

が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して広域連合長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（広域連合長が規則で定める通勤手当にあっては、広域連合長が規則で定める期間）に係る最初の月の広域連合長が規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の広域連合長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して広域連合長が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として広域連合長が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

第17条第3項中「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第4項中「（広域連合長が規則で定める時間を除く。）」を削り、同条第5項中「勤務に」を「規定に」に改める。

第18条第1項中「及び勤務時間条例第10条」を「及び勤務時間条例第9条」に改める。

第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の130」に、「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」を、「100分の72.5」に改め、同条第5項中「で広域連合長が規則で定めるもの」を「のもの」に改める。

第26条中「から第14条まで及び第16条」を「、第12条及び第14条」に改める。

第27条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第27条 法第22条の2第1項の規定により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

（愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第5条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成

19年広域連合条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員及び」を「職員（地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。)及び」に改める。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。